

木くず搬入手順書

【入場】

- ① 正門守衛所にて長期通門証を提示し、木材搬入の旨を伝えて手続き開始。
- ② 材の区分は「産廃パレット」・「産廃木くず」のいずれか選択。
- ③ 守衛から荷下ろし場所が記載された案内状を受け取り荷下ろし場へ移動。

【計量】

- ① トラックスケール1回目セルフ計量。(荷下ろし前と後で2回乗ってください)
※計量手順がわからない場合は計量室のマニュアルを参照
- ② 印刷された計量票は、退場時に正門守衛へ提出するまで保管。

【荷下ろし】

- ① 正門にて案内を受けた場所(番号)へ荷下ろし。(隣の材と混ざらないように)
<パレットの場合>
操縦者免状保有者は、当社フォークリフトを使っていただいて構いません。
(安全作業には十分注意をお願いします)
※フォークリフト免許がない場合、平日昼間なら当社従業員が補助します。
- ② トラックスケール2回目セルフ計量。(荷下ろし後の2回目です)

【退場】

- <紙マニフェストの場合>
- ① 正門守衛所へ番号札・紙マニフェスト(7枚つづり)・トラックスケール計量票
(荷降ろし前後の2枚)を提出。
 - ② 紙マニフェストの「A・B1・B2票」に守衛が数量を記入した後、返却。
- <電子マニフェスト写しおよび受渡票、または専用伝票の場合>
- ① 必要な伝票類と計量票を正門守衛所へ提出。

→手続き完了

作業中のトラブル等について

荷下ろし時のトラブル(事故等)発生時は、正門守衛所までご連絡ください。

平日・夜間早朝・休日問わず 正門守衛所 電話番号: 0897-37-2141
不明点のご相談などは、住共クリエイトサービスセンターまでご連絡ください。

平日・昼間(担当:豊島): 0897-34-6231

以上